

序章 はじめに

1 都市計画マスタープランとは

(1) 都市計画マスタープランについて

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことをいいます。住民に最も近い立場にある市が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映させながら、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき「まち」の姿を定めるものになります。都市計画マスタープランの一般的な役割は以下のとおりです。

① 都市の将来像を具体的に示します

- ・実現すべき具体的な都市の将来像を示し、多様な主体が共有する都市づくりの目標を設定します。

② 今治市の定める都市計画の指針となります

- ・将来像を実現する手法の一つとして、本市が定める都市計画の決定・変更の方針を示します。

③ 都市計画の総合性・一体性を確保します

- ・個々の都市計画の相互関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを可能にします。

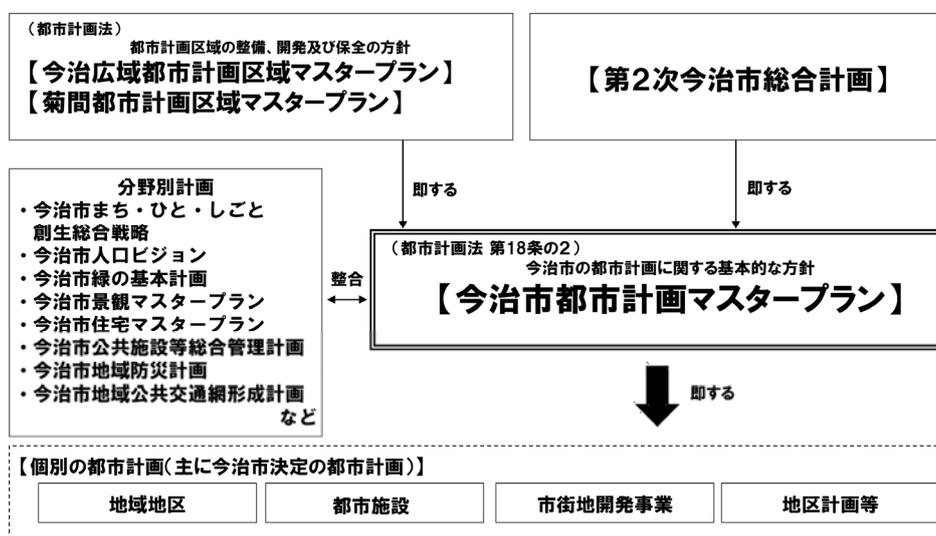
④ 都市づくりに対する住民の理解を深めます

- ・住民を含めた多様な主体が都市の課題や方向性について合意することにより、具体の都市計画の決定・実現が円滑に進むことが期待できます。

(2) 都市計画マスタープランの位置づけ

今治市都市計画マスタープランは、第2次今治市総合計画や今治広域都市計画区域マスタープランおよび菊間都市計画区域マスタープラン等の上位計画に即するとともに、各種分野別計画との整合を図りながら定めるものです。

■ 今治市都市計画マスタープランの位置づけ



2 都市計画マスタープランの見直しの考え方

(1) 見直しの経緯

現行の今治市都市計画マスタープランは、平成17年1月に合併した市町村のうち、都市計画区域が指定されていた旧今治市、旧朝倉村、旧玉川町、旧波方町、旧大西町、旧菊間町の都市計画マスタープランを取りまとめたものとして、平成21年3月に策定されました。

策定から概ね10年が経過した現在、人口減少・少子高齢化のさらなる進行、都市基盤施設などの老朽化、防災・減災対策に対する市民意識の高まりなど、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

このような都市の課題や時代潮流に的確に対応した都市づくりの指針を定めるため、今治市都市計画マスタープランの見直しを行いました。

(2) 対象区域

対象区域は今治市全域（419.2 km²）とします。

なお、都市計画に関する部分は基本的に都市計画区域（今治広域都市計画区域および菊間都市計画区域）を対象としますが、将来都市構造や地域別構想等では島しょ部を含めた都市計画区域外についても対象とします。

■ 今治市都市計画マスタープランの対象区域



(3) 目標年次

今治市都市計画マスタープランは、将来都市像の実現を目指すものとして、目標年次を令和12年（2030年）とします。

なお、社会情勢に大きな変化がみられた場合や上位関連計画が改定された際は、必要に応じて計画の見直しを行います。

(4) 計画の構成

今治市全域を対象とした「全体構想」と、今治市を11の地域に区分した「地域別構想」の2段階構成とします。

今治市都市計画マスタープランの構成

【全体構想】

目指すべき都市像を定め、その実現に向けた方針を分野別に定める



【地域別構想】

全体構想を踏まえ、地域の特性を活かしたまちづくりの方針を定める



目指すべき都市像

- 都市づくりの理念
- 都市づくりの目標
- 将来フレーム
- 将来都市構造

分野別の整備方針

- 土地利用
- 市街地・住環境整備
- 都市施設の整備
- 自然環境の整備および保全
- 良好な景観の形成
- 安全・安心な都市づくり

地域づくりの目標・方針

- 市街地地域
 - 東部地域
 - 南部地域
 - 西部地域
 - 北部地域
 - 朝倉地域
 - 玉川地域
 - 波方地域
 - 大西地域
 - 菊間地域
 - 島しょ地域
- 今治地域

都市計画マスタープランの実現に向けて